

商工労働部 令和6年2月定例議会提出議案の概要

1. 事件議決案(2件)

名 称	概 要	所 管 課
1 大阪府商業振興補助金返還金に関する債権放棄の件	大阪府商業振興補助金返還金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。	中小企業支援室 商業振興課
2 中小企業高度化資金貸付金返還請求に係る詐害行為取消請求事件に関する和解の件	中小企業高度化資金貸付金返還請求に係る詐害行為取消請求事件について、民事訴訟法第89条第1項の規定により和解するため、議決を求めるもの。	中小企業支援室 金融課

2. 条例案(4件)

条例名称	概 要	所 管 課
1 大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>1 大阪府新エネルギー産業振興施策審査会の名称を大阪府成長産業振興施策審査会に改正するとともに、担任する事務を改める。</p> <p>2 地方公営企業法施行令の改正により、大阪府新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業審査会の担任する事務規定の整備(条項ずれ是正)を行う。</p> <p>【施行日:令和6年4月1日】</p>	成長産業振興室 産業創造課 中小企業支援室 経営支援課
2 大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例等一部改正の件	<p>1 産業集積促進地域において不動産を取得した中小企業者に対する不動産取得税の減額措置の期間の終期を平成36年3月31日から令和11年3月31日に延長する。</p> <p>【施行日:令和6年4月1日】</p> <p>2 中小製造業法人に対する法人府民税法人税割の軽減措置について、適用期間にかかる税の更正・決定の期間が終了していることから、題名を「大阪府製造業の創業及び産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産取得税の税率等の特例に関する条例」に改正するとともに関係規定を削除する。</p> <p>【施行日:公布の日】</p> <p>3 中小製造業創業法人に対する法人事業税の軽減措置について、適用期間にかかる税の更正・決定の期間が終了することにより、題名を「大阪府産業集積の促進に係る不動産取得税の税率等の特例に関する条例」に改正するとともに関係規定を削除する。</p> <p>【施行日:令和6年12月1日】</p>	中小企業支援室 経営支援課 ものづくり支援課
3 大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正により、障害者雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられることに伴い、障害者多数雇用中小法人が事業税の額の控除を受けようとする場合に満たすべき要件を変更する。</p> <p>〔改正前〕平均雇用労働者数が43.5人未満の法人 平均雇用障害者数 2人を超えるもの</p> <p>〔改正後〕平均雇用労働者数が40人未満のもの 平均雇用障害者数 2人を超えるもの 等</p> <p>2 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、雇用する障害者の割合の算定において、特定短時間労働者の数を算入できることとされたことに伴い、同趣旨の改正を行う。</p> <p>【施行日:令和6年4月1日】</p>	雇用推進室 就業促進課

		国の補助制度の変更に伴い、技能検定試験のうち実技試験に係る手数料について、減額の特例の対象を改める等の改正を行う。 ・対象者 〔改正前〕 25歳未満の雇用保険の被保険者 〔改正後〕 23歳未満 ・対象の検定 〔改正前〕 2級又は3級 〔改正後〕 3級 ・減額される手数料 〔改正前〕 9,000円 〔改正後〕 雇用保険の被保険者 9,000円 雇用保険の被保険者以外の者 4,500円 等 【施行日：令和6年4月1日】	雇用推進室 人材育成課
4	大阪府職業能力開発促進法関係事務手数料条例一部改正の件		

3. 報告(1件)

	名 称	概 要	所 管 課
1	大阪府営業時間短縮協力金に係る不当利得返還請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件	大阪府営業時間短縮協力金に係る不当利得返還請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。 (1)訴えの提起 4件 専 決 日 令和6年1月5日 (2)和 解 1件 専 決 日 令和5年12月18日	中小企業支援室 経営支援課